



先生と遊ぶ児園

## 保育所入所受付が開始されましたよ!

昭和五十七年度、町内各保育所の入所希望児童の受け付けを十二月二十日まで行っています。希望者は、各保育所に備え付けの申請用紙に必要事項を記入の上、厚生課福祉係まで提出してください。

なお、保育所に入所できる基準は次のとおりです。

(1)~(5)までの場合で、その家庭で母親以外の人が児童を保育できる場合は除かれます。

①児童の母親が日中家庭の外で仕事をすることが普通なので児童の保育ができない場合。(家

(家庭内労働)  
(2)児童の母親が日中家庭内で日常の家事以外の仕事をすることに従事していて、なおかつ、使用者がいる場合は除かれます。

(家庭外労働)  
(3)母親の死亡、行方不明、拘禁などの理由で母親のいない家庭の場合。(母親のいない家庭)  
(4)母親が出産の前後や病気などで児童の保育ができない場合。(母親の出産等)  
(5)長期にわたる病人や心身障害

(2)児童の母親が日中家庭内で日常の家事以外の仕事をすることに従事していて、なおかつ、使用者がいる場合は除かれます。

者の看護に母親があたっており児童の保育ができない場合。  
(病人の看護等)  
(6)火災や風水害や地震などで家を失つたり、破損したりしたため、復旧の間児童の保育ができるない場合。(家庭の災害)

-538-

## 母子家庭や障害者

### 養育家庭へ

#### 児童扶養手当

##### ●児童扶養手当とは

父のいない児童、または父がないと同様の状態にある児童について、その児童を監護する母、または養育者に対する手当を支給し、児童福祉のより一層の向上を目的とした制度です。

##### ●対象となる児童は

十八歳未満の児童、または二十歳未満の心身に中度以上の障害のある児童で、つぎのいずれかに該当する児童です。

(1)父母が離婚した後、父と生計を同じくしていない児童。  
(2)父が死亡した児童。  
(3)父の心身障害が法で定める程度の疾患である児童。

(4)父から一年以上離れていた児童。  
(5)児童が児童収容施設や里親に

委託されているとき。

※以上の基準に該当しない児童は入所手続きはできません。

##### ●手当額、支給時期

児童一人の場合は月額三万一千二百円、二人の場合は月額三万六千二百円で、児童三人いる家庭で一人だけの入所手続きはできない場合があります。

雇用証明、内職証明書を必ず添付してください。

手当は毎年四月、八月、十二月の三回に分けて郵便局の窓口で支払います。  
額三千円加算します。  
月額三千円で支払います。  
額三千円で支払います。  
額三千円で支払います。  
額三千円で支払います。

##### ◎請求手続

児童扶養手当は受給資格のある人の請求に基づいて県知事が認定し、請求した翌月から支給されます。

#### 特別児童扶養手当

精神または身体に障害を持つ二十歳未満の児童を養育している父母またはその養育者に支給されます。

精神または身体に障害を持つ二十歳未満の児童を養育している父母またはその養育者に支給される手当です。

受給資格者について、所得が政令で定める額を超えて、支給要件をみたさない場合は支給されません。

(1)母または養育者が日本国民でないとき。

(2)母または養育者が国民年金法に基づく障害福祉年金や老齢福祉年金以外の公的年金給付を受けていることがあります。

(3)児童が父に支給される障害年金などの額の加算の対象となつていているとき。

(4)児童が父または母の死亡につい合せは厚生課福祉係まで。

電話 四一二二一 内線三五五

#### 問い合わせ先

保育所や児童・特別児童扶養手当に関することについての問い合わせは厚生課福祉係まで。

(1)一級の障害児 三万六千円  
(2)二級の障害児 二万四千円